

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱

(平成22年3月29日告示第52号)

改正 平成25年3月28日告示第51号
平成29年3月24日告示第63号
平成31年3月26日告示第42号
令和3年3月31日告示第136号
令和4年3月25日告示第67号

大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付要綱 (平成17年告示第21号) の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市景観条例（平成19年条例第33号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与する建築物等の整備を行う者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (3) 建築物等 建築物及び広告物をいう。
- (4) 景観重要建造物 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき指定を受けた建造物をいう。
- (5) 外観 道路（私道を除く。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建築物等の一部をいう。
- (6) 修景 歴史的なまちなみにふさわしい建築物等の表構えを維持し、又は創出するために、建築物等の新築、増築、改築、修繕又は模様替え等を行うことをいう。
- (7) 景観形成地区 条例第16条第1項の規定により指定された景観形成地区

をいう。

(8) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項第1号に規定する敷地をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者で大野市税を滞納していないものとする。

(1) 景観重要建造物に係る修景工事（屋根のみの改修を除く。）

(2) 景観形成地区内における建築物等に係る修景工事（屋根のみの改修を除く。）

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、前条の行為に要する費用に、別表第1又は別表第2に掲げる経費区分による補助率を乗じて得た額（それぞれの経費区分による限度額を超えた場合は、限度額とする。）の合計額とする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 角地における前項の経費区分による限度額は、屋根に係る経費を除いて、当該限度額に1.5を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定による補助金の交付額は1敷地内における補助事業について、次に掲げる額を超えないものとする。

(1) 前条第1号に規定する補助金 4,000,000円

(2) 前条第2号に規定する補助金 3,000,000円

4 第2項の規定による補助金の交付額は1敷地内における補助事業について、次に掲げる額を超えないものとする。

(1) 前条第1号に規定する補助金 5,500,000円

(2) 前条第2号に規定する補助金 4,000,000円

5 補助金の交付は、1敷地で1回に限るものとする。ただし、複数年度を要する等特別の事情があるものとして市長が認めるものについては、前2項に定める限度額の範囲において、複数回にわたり交付することができるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を希望する者は、市長が定める期限までに大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付事前協議書（様式第1号）に関係書類を添えて市

長に事前協議をしなければならない。

- 2 市長は、前項の事前協議をする場合において、条例第32条第1項の大野市景観協議会の意見を聴くものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定をする場合において、次に掲げる条件のほか、必要な条件を付するものとする。

(1) 施工者は、大野市内に住所又は主たる事業所を有する者とする。

(2) 工事完了後10年間は、建築物等の保守及び管理に努め、補助事業を実施した部分の改築、改造等を行ってはならない。ただし、特別の事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りではない。

(3) 前号の期間において、建築物等の管理状況等に関し必要な報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(申請事項の変更)

第8条 前条の規定による決定を受け補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定による申請の事項を変更しようとするときは、あらかじめ大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付変更申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の申請事項の変更を決定し、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大野市都市景観形成建築物等整備事業完了実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 11 条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助金交付請求書（様式第 9 号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して 30 日以内に、補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 25 年告示第 51 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 63 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年告示第 42 号）

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 4 条、別表第 1、別表第 2、様式第 3 号及び様式第 3-1 号の改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年告示第 136 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年告示第 67 号）

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。ただし、第 4 条第 5 項及び第 7 条第 2 項第 2 号の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

景観重要建造物に係る修景工事

| 経費区分 | 経費内容 | 補助率 | 限度額 |
|----------|---|------|--|
| 建築設計費 | 建築設計に要する費用（工事監理費を含む。） | 3分の2 | 500,000円（ただし、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住備発第42号、建設省住整発第27号、建設省住防発第19号、建設省住街発第29号、建設省住市発第12号）第2に規定する額を限度とする。） |
| 住宅等修景費 | 住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、外観に係る経費（屋根に係る経費を除く。） | 3分の2 | 3,000,000円 |
| 住宅等屋根修景費 | 住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、屋根に係る経費 | 2分の1 | 900,000円 |
| 色彩修景費 | 周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景に要する費用 | 3分の2 | 500,000円 |
| 建築設備等修景費 | 景観を阻害している給排水設備、電気設備、広告物等の除去、隠蔽又は改 | 3分の2 | 300,000円 |

| | | | |
|-------|--|------|---|
| | 善に係る工事に要する費用及び景観に配慮した広告物の設置に係る工事に要する費用 | | |
| 外構修景費 | 門、街灯等の整備工事に要する費用 | 3分の2 | 3,000,000円 |
| | 塀、さく及び植栽の整備工事に要する費用 | 3分の2 | 1メートル当たり40,000円（ただし、生垣は1メートル当たり5,000円）で、かつ、3,000,000円の範囲内 ただし、寺町通りは、1メートル当たり80,000円（ただし、生垣は1メートル当たり10,000円）で、かつ、3,000,000円の範囲内 |

備考 屋根は、道路に面する建築物の全てを補助金の交付の対象とする。

別表第2（第4条関係）

建築物等に係る修景工事

| 経費区分 | 経費内容 | 補助率 | 限度額 |
|------|------|-----|-----|
|------|------|-----|-----|

| | | | |
|-----------------|---|--------------|---|
| <p>建築設計費</p> | <p>建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）</p> | <p>10分の6</p> | <p>500,000円（ただし、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付け建設省住備発第42号、建設省住整発第27号、建設省住防発第19号、建設省住街発第29号、建設省住市発第12号）第2に規定する額を限度とする。）</p> |
| <p>住宅等修景費</p> | <p>住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、外観に係る経費（屋根に係る経費を除く。）</p> | <p>10分の6</p> | <p>2,000,000円</p> |
| <p>住宅等屋根修景費</p> | <p>住宅等の増築、改築、修繕又は模様替えに係る工事に要する費用のうち、屋根に係る経費</p> | <p>10分の6</p> | <p>600,000円</p> |
| <p>色彩修景費</p> | <p>周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景に要する費用</p> | <p>10分の6</p> | <p>300,000円</p> |
| <p>建築設備等修景費</p> | <p>景観を阻害している給排水設備、電気設備、広告物等の除去、隠蔽又は改善に係る工事に要する費用及び景観に配慮した広告物の設置に係る工事に</p> | <p>10分の6</p> | <p>300,000円</p> |

| | 要する費用 | | |
|-------|---------------------|-------|---|
| 外構修景費 | 門、街灯等の整備工事に要する費用 | 10分の6 | 2,000,000円 |
| | 塀、さく及び植栽の整備工事に要する費用 | 10分の6 | 1メートル当たり40,000円（ただし、生垣は1メートル当たり5,000円）で、かつ、2,000,000円の範囲内 ただし、寺町通りは、1メートル当たり80,000円（ただし、生垣は1メートル当たり10,000円）で、かつ、2,000,000円の範囲内 |

備考 屋根は、道路に面する建築物の全てを補助金の交付の対象とする。